

H16. 7. 29

第16回協議会

～ 新市のサービスと負担について～



富山地域合併協議会

平成15年4月1日に富山地域合併協議会が発足して以来、毎月1回の割合で協議会を開催し、新市(富山市)の誕生に向けて、約2,000項目の様々な事務事業について、調整協議を行ってきました。この中で、特に住民の皆さんの暮らしに深くかかわる「サービス」と「負担」及び、住民の皆さんの関心が高い事柄についてお知らせします。

目 次

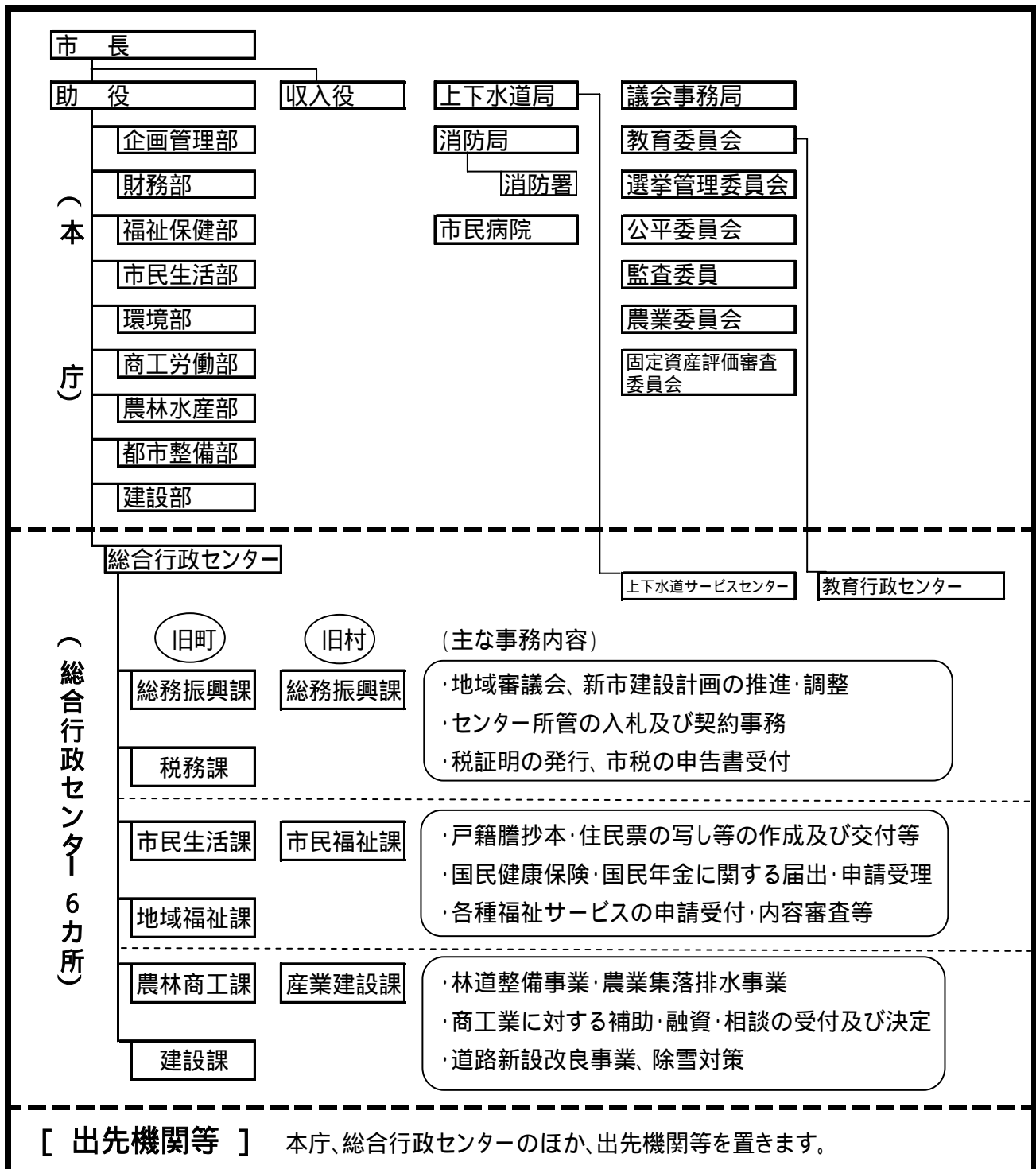
1	組織及び機構について	1
2	税金(地方税)について	4
	(1)市町村民税について	4
	(2)固定資産税について	6
	(3)都市計画税について	7
	(4)事業所税について	8
	(5)軽自動車税について	9
	(6)市町村たばこ税について	9
	(7)鉱産税について	10
	(8)特別土地保有税について	10
	(9)入湯税について	10
3	税関係証明手数料について	11
4	公共料金等について	12
	(1)水道・簡易水道料金について	12
	(2)下水道使用料・受益者負担金について	13
	(3)農業集落排水使用料・受益者負担金について	14
5	国民健康保険事業について	15
6	介護保険事業について	17
7	保育料について	20
8	幼稚園保育料について	21
9	町・字名の取扱いについて	22
10	戸籍・住民票等証明手数料について	23
11	火葬場等の使用料について	24
12	新規企業立地促進事業・制度について	25
13	中小企業向け融資制度について	26
14	市営住宅の家賃について	28
15	定住促進支援事業について	28
16	学校給食費等について	29
17	その他の各種サービスと負担について	30
	《企画議会関係》	30
	《福祉・保健・医療関係》	30
	《生活環境関係》	32
	《商工労働関係》	33
	《農林水産関係》	35
	《都市整備・建設関係》	35
	《教育関係》	36
	《消防関係》	38

1 組織及び機構について

地域住民に身近な行政拠点として総合行政センターを現6町村役場に設置し、窓口サービスの向上や地域住民ニーズの把握と地域の活性化に努めます。

尚、新市の本庁は、富山市役所に置きます。

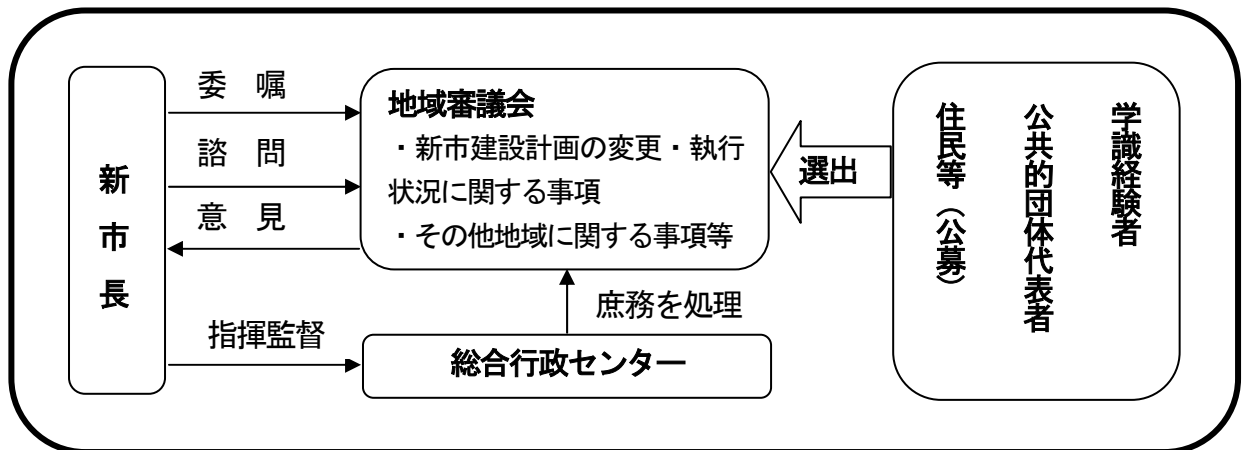
新市の行政組織(イメージ)



□地域審議会について

合併に際して、それぞれの地域の住民の意見を、新市の施策に反映するために、6町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。地域審議会は、住民代表等から構成され、新市の市長の諮問に応じて、新市建設計画の変更や執行状況、その他地域に関する事項等について調査審議します。

<地域審議会のイメージ>



□地区センターについて

現富山市に設置され、戸籍・住民票等諸証明の発行、福祉関係の受付など行政サービスの提供や地域活動の支援を行う地区センターを小学校区を単位として配置します。

この地区センターは、既存の公民館等の施設の一部を利用し、配置するものです。

	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
地区センター 配 置 数	49 箇所	4 箇所	3 箇所	8 箇所	7 箇所	0 箇所	1 箇所

※山田村については、総合行政センターで対応します。

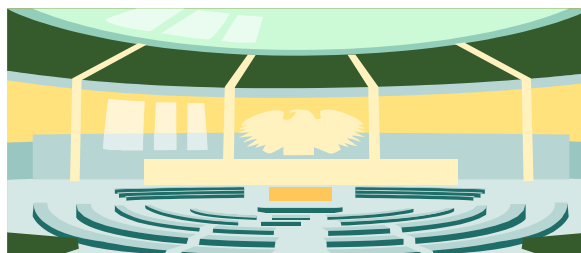


□新市の議会について

新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項に定めるところにより46人とします。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間（4年間）に限り、48人とします。

また、新市の設置後最初に行われる選挙につき、5つの選挙区を設け、次回の一般選挙からは選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行います。

選 挙 区	現在の選挙区と定数	新市の設置後最初の選挙 (選挙区と選挙区ごとの定数)	次回以降の一般選挙
富山市	40人	34人	46人
大沢野町	16人	5人	
大山町	12人		
八尾町	20人	7人	
婦中町	20人		
山田村	10人	1人	
細入村	8人	1人	
定 数 合 計	126人	48人	46人



□新市の農業委員会について

新市の農業委員会は、現在の富山市を区域とする「富山市富山地区農業委員会」と、6町村を区域とする「富山市上婦負地区農業委員会」の2つの農業委員会を置きます。ただし、平成18年4月1日以降は、「富山市農業委員会」として統合し、1つの農業委員会になります。

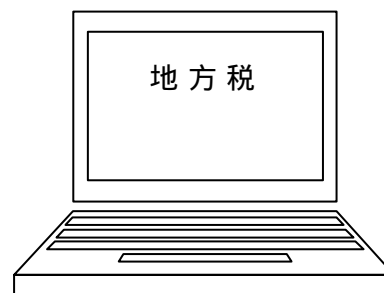
区 分	現 行		合併特例：互選（17. 4. 1～18. 3. 31）			一般選挙（18. 4. 1～）		
	選挙委員	選挙区	区 分	選挙委員	選挙区	区 分	選挙委員	選挙区
富山市	24人	6	富山地区 農業委員会	24人	6	富山市 農業委員会	40人	合併時まで に決定される区 域に準じる
大沢野町	20人	1	上婦負地区 農業委員会	24人	5			
大山町	16人	1						
八尾町	11人	3						
婦中町	20人	4						
山田村	12人	1						
細入村	10人	1						
合 計	113人	17		48人	11		40人	11

2 税金（地方税）について

地方税については、次のとおり、取り扱うことになります。

（１）市町村民税について

市町村民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人の負担する「個人住民税」と、会社などが負担する「法人住民税」とがあります。



個人向け

①個人市町村民税 ⇒ 市町村内に住所を有する個人に対して課税するもので、市町村の人口区分に応じて納める「均等割」と個人の所得に応じて納める「所得割」があります。

◎均等割

均等割の標準税率は、人口 50 万人以上の市が年額 3,000 円、人口 5 万人以上 50 万人未満の市が年額 2,500 円、その他の市町村が年額 2,000 円となっていました。地方税法の改正により人口区分がなくなったことから、平成 16 年度から一律年額 3,000 円となりました。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新 市
年額 3,000 円	年額 3,000 円

◎所得割

所得割は、所得金額を基礎とし算定します。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新 市
200 万円以下の金額 3 % 200 万円を超える金額 8 % 700 万円を超える金額 10 %	現行のとおり、変わりません。普通徴収の納期は、6 月、8 月、10 月、1 月に統一します。

企業向け

②法人市町村民税 ⇒ 市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税するもので、「均等割」と「法人税割」に区分されます。

現在の7市町村内に複数の事業所等がある法人は、これまで個々に課税されていましたが、新市では一法人として課税されることから、総体として税負担が軽減されます。

◎均等割

均等割は、資本等の金額及び従業者数に応じ、9段階に区分されています。

(単位：千円)

資本等の金額	従業者数	富山市 大沢野町 婦中町	大山町	八尾町	山田村	細入村	新 市
50億円超	50人超	3,600	3,600	3,000	3,000	3,600	富山市、大沢野町及び婦中町の税率に統一します。
10億円超、 50億円以下	50人超	2,100	2,100	1,750	1,750	2,100	
10億円超	50人以下	492	492	410	492	492	
1億円超、 10億円以下	50人超	480	480	400	480	440	
	50人以下	192	160	160	192	176	
1千万円超、 1億円以下	50人超	180	150	150	180	165	
	50人以下	156	130	130	156	143	
1千万円以下	50人超	144	120	120	144	132	
上記以外の法人等		60	50	50	60	55	

◎法人税割

法人税割は、法人税額を基礎として算定します。

富山市・大沢野町・大山町・婦中町・細入村	八尾町	山田村	新 市
14.7%	14.0%	13.7%	14.7%に統一します。

(2) 固定資産税について

固定資産税は、1月1日現在、市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税するものです。



富山市	大沢野町・八尾町	大山町・婦中町・山田村・細入村	新市
1.4%	1.5%	1.6% (婦中町は平成16年度から1.5%)	①税率は、平成18年度から1.4%に統一します。 ②ただし、平成17年度の税率は、旧7市町村の税率が適用されます。 ③納期は、4月、7月、12月、2月に統一します。

(税率)

固定資産税

		平成18年度から1.4%に統一します。
1.60%	大山町・山田村・細入村	
1.50%	大沢野町・八尾町・婦中町	
1.40%		↓ 統一 →
0%	富山市	
	平成17年度	平成18年度以降

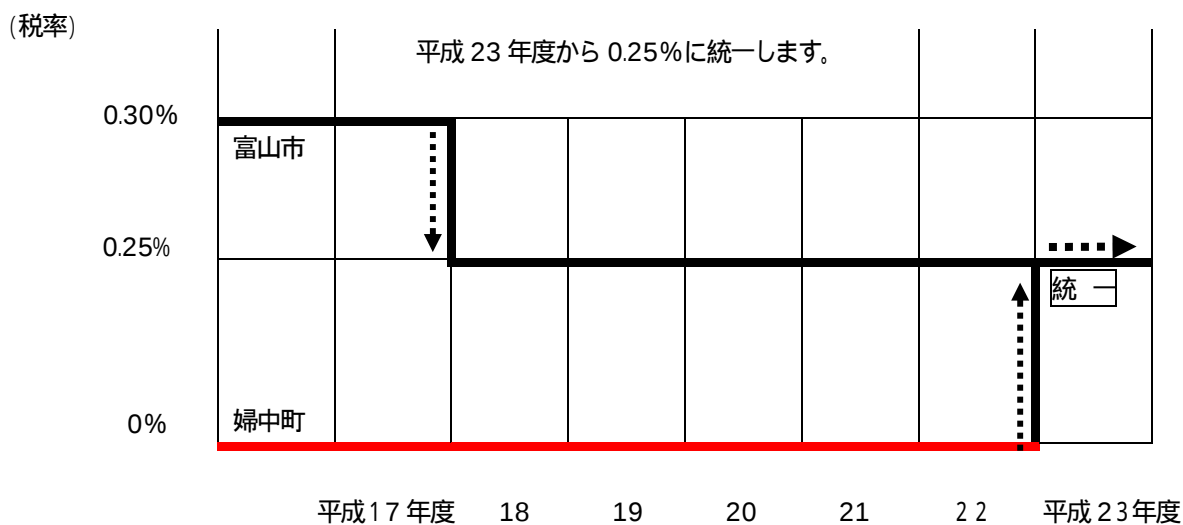
(3) 都市計画税について

都市計画税は、1月1日現在、市町村内の市街化区域に所在する土地及び家屋の所有者に対して課税する目的税です。



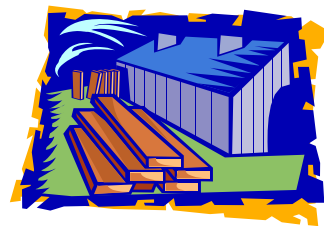
富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新 市
富山市 税率：0.3% 市街化区域：67.78 km² 婦中町 課税していない 市街化区域：4.53 km²	該当区域なし	①富山市と婦中町の市街化区域が課税対象となります。 ②税率は、平成23年度から0.25%に統一されますが、富山市については、平成18年度から適用されます。 ③婦中町は、平成17年度から平成22年度まで課税されません。 ④納期は、4月、7月、12月、2月とします。

都 市 計 画 税



(4) 事業所税について

人口 30 万人以上の都市が、一定規模以上の事業所等に対して課税する
目的税で、「資産割」と「従業者割」があり、その合算額が課税額にな
ります。



富山市	新 市
◎資産割 事業所床面積 1 m ² につき 600 円 免税点は、事業所床面積の合計 1,000 m ² 以下 ◎従業者割 従業者給与総額の 0.25% 免税点は、従業者数 100 人以下	①現行の富山市の税率等で課税します。 ②旧 6 町村の区域については、平成 17 年度から平成 22 年 度まで段階的に課税していきます。

(税率)	事 業 所 税						
	旧 6 町村の区域については、段階的に 7 分の 1 ずつ引き上げます。						
1	課税区域						▶
6 / 7						▲ ...	統一
5 / 7					▲ ...		
4 / 7				▲ ...			
3 / 7			▲ ...				
2 / 7		▲ ...					
1 / 7	旧 6 町村 の区域	▲ ...					
0							
	平成 17 年度	18	19	20	21	22	平成 23 年度

参考 事業所税のモデルケース

1. 本社（新市域外・免税点の判定に含まれません。）：床面積＝2,000 m²、従業者数＝200 人、給与総額＝ 8 億円
2. 支店（新市域内・免税点の判定に含まれます。）：床面積＝ 500 m²、従業者数＝ 50 人、給与総額＝ 2 億円
3. 工場（新市域内・免税点の判定に含まれます。）：床面積＝1,000 m²、従業者数＝ 70 人、給与総額＝2.8 億円

このモデルケースの事業所税は、210 万円 (①+②) となります。

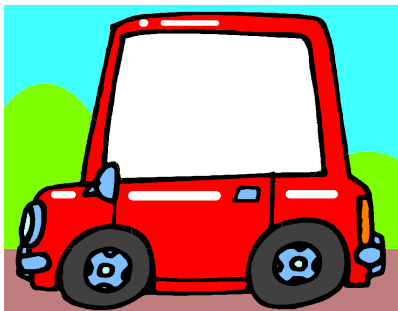
計算式

- ◎資産割 新市域内の事業所用家屋床面積の合計 (2+3)＝1,500 m² (免税点超)
 1,500 m²×600 円＝90 万円 …①
- ◎従業者割 新市内の従業者数の合計 (2+3)＝120 人 (免税点超・給与総額 4.8 億円)
 4.8 億円×0.25%＝120 万円 …②

個人・企業共通

(5) 軽自動車税について

軽自動車税は、4月1日現在において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して、主たる定置場所在の市町村において課税するものです。

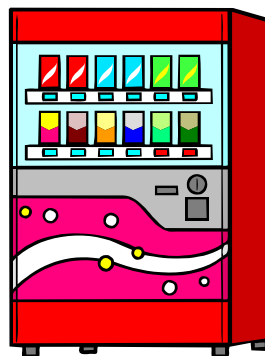


富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新 市
◎原動機付自転車 50cc 以下 1,000 円、90cc 以下 1,200 円、90cc 超 1,600 円、三輪 20cc 超 2,500 円	現行のとおり、変わりません。
◎軽自動車 二輪 2,400 円、三輪 3,100 円、四輪以上（乗用営業用）5,500 円、四輪以上（乗用自家用）7,200 円、四輪以上（貨物営業用）3,000 円、四輪以上（貨物自家用）4,000 円	納期は、5 月に統一します。
◎小型特殊自動車 農耕用 1,600 円、その他 4,700 円	
◎二輪小型自動車 4,000 円	

企業向け

(6) 市町村たばこ税について

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税するものです。



富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新 市
◎1,000 本につき 2,977 円 ◎旧 3 級品（紙巻たばこ） 1,000 本につき 1,412 円	現行のとおり、変わりません。

企業向け

(7) 鉱産税について

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業の作業場所在の市町村において、その鉱業者に対し課税するものです。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	新 市
税率 100 分の 1 ただし、鉱物の価格の合計額が 200 万円以下の場合は、100 分の 0.7	現行のとおり、変わりません。

個人・企業共通

(8) 特別土地保有税について

特別土地保有税は、5,000 m²（山田村・細入村は 10,000 m²）以上の土地の所有又は取得に対して課税するものです。ただし、税制改正により、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行われないことになっています。

富山市・大沢野町・大山町・八尾町・婦中町	山田村・細入村	新 市
5,000 m ² 以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成 15 年度以降、課税停止	10,000 m ² 以上の土地の所有（保有分）又はその取得（取得分）に対して課税。 平成 15 年度以降、課税停止	平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わないことから、現行のとおり、変わりません。

個人向け

(9) 入湯税について

市町村内の鉱泉浴場における入湯客に対して課税する目的税です。



富山市・大沢野町・八尾町・婦中町・山田村・細入村	大山町	新 市
1 人 1 日（1 泊 2 日を含む。）：150 円	1 泊 2 日：150 円 日帰り：50 円	入湯客 1 人 1 日につき（1 泊 2 日を含む。）、150 円に統一します。

3 税関係証明手数料について

税関係証明手数料については、次のとおり、
取り扱います。



【市町村県民税】

区分	単位	富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新 市
所得証明	1 通	300 円	200 円	300 円に統一します。
課税証明	1 通	300 円	200 円	300 円に統一します。

【納税】

区分	単位	富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新 市
納税証明	1 通	300 円	200 円	300 円に統一します。
軽自動車税 納税証明 (車検用)	1 通	無料		現行のとおり、変わりません。

【固定資産税】

区分	単位	富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・山田村・細入村	新 市
資産証明	1 通	300 円	200 円	300 円に統一します。
住宅用家屋 証明	1 件	1,300 円		現行のとおり、変わりません。

【公簿等の閲覧】

区分	単位	富山市	大沢野町	婦中町	大山町・八尾町・山田村・細入村	新 市
固定資産課 税台帳 (名寄帳)	1 件	300 円	100 円	300 円	200 円	300 円に統一します。
公図						

4 公共料金等について

個人・企業共通

(1) 水道・簡易水道料金について

水道・簡易水道料金（大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道を除く。）は、富山市の料金体系に統一します。

ただし、新市の料金が旧町村の料金表で計算された金額（旧町村料金）を上回る場合は、平成 19 年度まで軽減措置を講じます。



◇旧町村料金を上回る場合の料金

新市の料金－（新市の料金－旧町村料金）× 減免率

※減免率＝平成 17 年度 60%、平成 18 年度 40%、平成 19 年度 20%

- 大沢野町の簡易水道、山田村の小規模水道については、現在の料金体系を継続し、新市において統一に努めます。
- メーター使用料は、合併時に廃止し、無料になります。
- 水道加入金は、現行の富山市の体系を基本に統一します。

参考 一般家庭用口径 20mm で 1 か月 30 m³ 使用した場合の月額の水道・簡易水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
3,020円	3,334円	4,050円	4,800円	4,510円	7,258円	6,660円

合併後

・大沢野町簡易水道料金 1,300 円～2,350 円（税込み） ・山田村の一部の小規模水道料金 1,300 円（税込み）

(2) 下水道使用料・受益者負担金について

下水道使用料は、当分の間、現行のとおり変わりません。合併後、なるべく早い時期に料金体系を検討し、統一していきます。また、受益者負担金も、現行のとおり変わりません。



【下水道使用料：一般汚水】

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
料金体系	基本料金＋従量制					定 額 ＋ 人 数 割（420 円/1 人 当 たり）	基 本 料 金 ＋ 従 量 制	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一を図ります。
基本料金	1,170 円	1,000 円	1,350 円	1,500 円	1,600 円	2,100 円	3,000 円	
超過料金 1 m ³ 当り	逓増制	定額制	逓増制			無	定額制	
	6 段階 (161 円～ 344 円)	120 円	3 段階 (160 円～ 210 円)	2 段階 (150 円～ 160 円)	120 円	無	80 円	
普及率	85.3%	64.3%	92.2%	32.0%	33.1%	70.3%	56.9%	

※大沢野町、山田村、細入村の料金は、税込みの金額です。

参考 一般家庭・1カ月 30 m³使用した場合の月額下水道料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
4,390 円	4,600 円	4,550 円	4,500 円	4,800 円	3,360 円	4,600 円

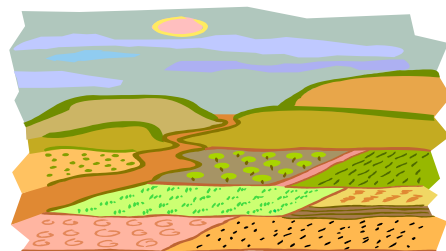
注）山田村については、3人世帯で積算。大沢野町、山田村、細入村の料金は、税込みの金額です。

【受益者負担金】

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
面積割	均等割	均等割（用途別）	面積割	均等割	均等割（用途別）	均等割	合併後も、現行の制度をそれぞれの地区で適用します。
単位負担金 9 区分 1 m ² 当り 94 円 ～490 円	1 戸 当り 200,000 円	一般住宅とそれ以外で 区分 ①公共下水道区域 100,000 円～110,000 円及び 130,000 円～ ②特環公共下水道区域 200,000 円～220,000 円及び 260,000 円～	①汚水源のある宅地 120,000 円 +300 円/m ² ②汚水源のない宅地 300 円/m ²	一般住宅と それ以外で 区分 350,000 円 ～ 500,000 円	一般家庭・事業 所・宿泊施設、 医療施設等の 用途別に区分 250,000 円 ～ 800,000 円	1 口 250,000 円 後日加入は、 300,000 円 2 口 500,000 円	

(3) 農業集落排水使用料・受益者負担金について

農業集落排水使用料は、当分の間、現行のとおり変わりません。合併後、なるべく早い時期に料金体系を検討し、統一していきます。また、受益者負担金も、現行のとおり変わりません。



【農業集落排水使用料】

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
基本料金	3,400 円	船峠地区 1,000 円 下タ北部地区 1,150 円	1,350 円	2,430 円	1,600 円	2,100 円	3,000 円	現行の使用料体系をそれぞれの地区に適用し、合併後に、統一化を図ります。
基 本 汚 水 量	無	無	10 m ³	無	10 m ³	無	無	
超 過 料 金	0 m ³ ~10 m ³	人数割 350 円/1 人	120 円	無	人数割 340 円/ 1 人	無	無	
	11 m ³ ~30 m ³		120 円	160 円		160 円	80 円	
	31 m ³ ~50 m ³		120 円	170 円		160 円	80 円	
	51 m ³ ~		120 円	210 円		180 円	80 円	

注 1) 大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

参考 一般家庭・1カ月 30 m³使用した場合の月額農業集落排水料金

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村
4,625 円	船峠地区 4,381 円 下タ北部地区 1,150 円	4,550 円	3,450 円	4,800 円	3,360 円	4,600 円

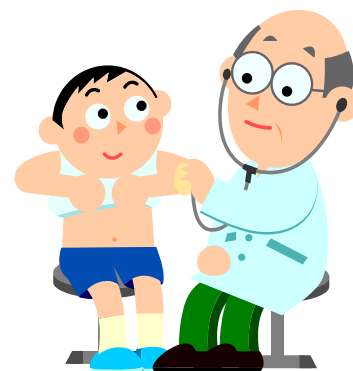
注) 富山市は 3.5 人世帯、山田村は 3 人世帯で積算。大沢野町、山田村の料金は、税込みの金額です。

【受益者負担金】

富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
処理区における事業経費の 1/10 を受益者で均等割。(上限 1 口当たり 50 万円)	・船峠地区 289,600 円 ・下タ北部地区 229,300 円	日尾地区 135,000 円~ 202,000 円 岡田地区 150,000 円~ 225,000 円 牧地区 190,000 円~ 285,000 円	処理区 の事業費用 を受益者 で均等割。 (上限 1 戸 当たり 70 万円)	①一般住宅 350,000 円 ②一般住宅 以外 3,000 m ² 未満 450,000 円 3,000 m ² 以上 500,000 円	①一般家庭 250,000 円 (後日加入 300,000 円) ②事業所 300,000 円 ③宿泊施設 50 人未満 300,000 円 100 人未満 500,000 円 100 人以上 800,000 円 医療施設等 500,000 円	①100m/m 250,000 円 (後日加入 300,000 円) ②200m/m 500,000 円	合併後も、現行の制度をそれぞれの地区で適用します。

5 国民健康保険事業について

現在、7 市町村の保険料（税）等は、医療費や財政状況など各地域の状況に応じてそれぞれ定められているため、保険料（税）率に違いがあります。



- 費用徴収は、「保険料」になります。
- 保険料は、平成 20 年度に統一します。それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。
- 保険料の納付回数は、12 回（4 月から翌年 3 月まで）とします。

区 分	現 行							新 市
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
料・税	保険料	保険税						保険料とします。
納 期	12 回	8 回			9 回	8 回	9 回	12 回とします。
賦 課 限度額	53 万円（法定）							法で定める額の範囲内とします。
軽減割合	7 割・5 割・2 割		6 割・4 割	7 割・ 5 割・2 割	6 割・4 割	7 割・5 割・2 割		7 割・5 割・2 割と します。
応益割合	47.8%	46.2%	39.6%	51.7%	40.0%	53.2%	50.1%	45%～55%としま す。
一人当 り賦課額	81,851 （円）	68,569 （円）	75,974 （円）	58,778 （円）	73,921 （円）	51,459 （円）	48,176 （円）	平成 20 年度から統一 保険料とします。

注 1）この表には、介護分は含んでいません。

2）一人当たりの賦課額は、15 年度のものです。

3）軽減割合とは、一定の所得以下の場合、加入者の均等割と平等割が軽減される割合です。

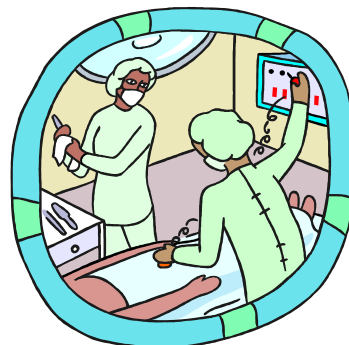
4）応益割合とは、保険料（税）額（所得割・資産割と均等割・平等割）に占める均等割・平等割の割合です。

参考 国民健康保険料(医療分・年額)のモデルケース

- ①どちらか1人だけ給与収入、又は年金収入がある二人世帯を設定。
- ②市町村の現行保険料(税)額は、平成15年度の料(税)率で算出。
- ③所得階層区分を、A 33万円以下(※1)

B 100万円(※2)

C 200万円で設定



注) 現行4町村において資産割を課税していることから、資産割が課税されない場合は、括弧内の額となります。

【A 33万円以下の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
24,840	27,540 (18,900)	50,770 (25,200)	19,500	42,970 (23,600)	22,790 (18,300)	14,100	17年～19年度は 不均一の保険料	23,400

※1) 均等割・平等割の7割軽減適用(大山町・婦中町は現行の6割軽減適用)をしています。

【B 100万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
124,530	107,280 (98,640)	144,180 (118,610)	92,200	127,280 (107,910)	100,190 (95,700)	67,750	17年～19年度は 不均一の保険料	120,020

※2) 均等割・平等割の2割軽減適用(大山町・婦中町は現行の2割軽減適用なし)をしています。

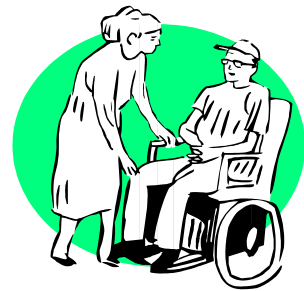
【C 200万円の場合】

(円)

現 行							新 市	
富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	合併時	平成20年度(見込み)
228,090	191,880 (183,240)	227,180 (201,610)	165,200	200,280 (180,910)	182,390 (177,900)	122,150	17年～19年度は 不均一の保険料	221,620

6 介護保険事業について

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の介護保険料は、被保険者の所得などに応じて決まります。現在、富山市と上婦負介護保険事務組合（6 町村にて構成されています）の介護保険料は、それぞれ独自に定めているため、介護保険料に違いがあります。



●介護保険料は、平成 17 年度に富山市の例により統合します。なお、平成 18 年度以降の保険料は、新市で策定する介護保険事業計画に基づいて算定します。

●介護保険料の賦課・徴収事務は、合併時に 6 町村の例により統合します。

●介護保険料の減免・徴収猶予は、現行と変わりません。

【介護保険料の算定】

区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
		上婦負介護保険事務組合						
基準額 (月額)	4, 052 円	4, 095 円						合併時に富山市の例により統合します。
第 1 段階 (年額)	21, 900 円	19, 600 円						
第 2 段階 (年額)	34, 100 円	34, 300 円						
第 3 段階 (年額)	48, 700 円	49, 100 円						
第 4 段階 (年額)	60, 800 円	61, 300 円						
第 5 段階 (年額)	73, 000 円	68, 700 円						
第 6 段階 (年額)	90, 000 円	83, 400 円						

* 各段階の対象者

第 1 段階（富山市・上婦負）：世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者

第 2 段階（富山市・上婦負）：世帯全員が住民税非課税

第 3 段階（富山市・上婦負）：本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税

第 4 段階（富山市・上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 200 万円未満

第 5 段階（富山市）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満

（上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 250 万円未満

第 6 段階（富山市）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 400 万円以上

（上婦負）：本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 250 万円以上

	富山市	6町村 (上婦負介護保険事務組合)	新 市
介護保険料 賦課・徴収 事務	普通徴収に係る保険料の納期 年 12 回 毎月の各翌月 5 日まで (3 月につ いては同月 31 日まで)	普通徴収に係る保険料の納期 年 8 回 7 月から 2 月の各月末日まで	合併時に 6 町村の例により統合します。 なお、納期日は各翌月 5 日までとします。
介護保険料 減免・徴収 猶予	対象者 ①災害等の罹災者 ②低所得者 ・生計を維持する者の収入が著しく減少した場合 ・著しく生活が困難な場合 (独自減免) ・原則、所得段階が 1 または 2 段階 ・世帯員全員が市民税非課税 ・世帯員全員の年間収入見込額が生活保護基準額×1.2 倍 以下で、生活保護未受給者 ・世帯員全員の預貯金等の合計が、最低生活費以下 ・所有する資産を活用してもなお、生活が困窮していること		現行のとおり新市に引き継ぎます。

参考 ともに 65 歳以上の夫婦が子供夫婦と暮らしている場合の介護保険料

世帯が市民税課税で、65 歳以上の夫婦がともに市民税非課税の場合 ➡ 夫も妻も第 3 段階

現行の保険料
(夫も妻も第 3 段階)

夫も妻も各々

富山市	48,700 円
大沢野町	49,100 円
大山町	49,100 円
八尾町	49,100 円
婦中町	49,100 円
山田村	49,100 円
細入村	49,100 円

平成 17 年 4 月から
の介護保険料

夫も妻も各々
48,700 円
(見込み)

参考 ともに65歳以上の夫婦2人暮らしの場合の介護保険料

夫が市民税課税で合計所得金額が200万円未満、妻が市民税非課税の場合

➡ 夫は第4段階、妻は第3段階

現行の保険料
(夫は第4段階)

夫については	富山市	60,800 円
	大沢野町	61,300 円
	大山町	61,300 円
	八尾町	61,300 円
	婦中町	61,300 円
	山田村	61,300 円
	細入村	61,300 円

平成17年4月から
の介護保険料

夫 60,800 円
(見込み)

現行の保険料
(妻は第3段階)

妻については	富山市	48,700 円
	大沢野町	49,100 円
	大山町	49,100 円
	八尾町	49,100 円
	婦中町	49,100 円
	山田村	49,100 円
	細入村	49,100 円

平成17年4月から
の介護保険料

妻 48,700 円
(見込み)



7 保育料について

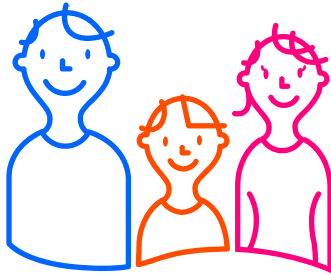
保育料は、保護者の所得税額等に応じて決まるものです。現在、7市町村の保育料は、国の示す所得税額等に応じた保育料の徴収基準額を参考に、それぞれ独自に定めているため、保育料に違いがあります。

- 保育料は、平成22年度に統一します。
- それまでの期間は、旧市町村ごとに段階的に調整します。



区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
階層区分	15 階層	7 階層	17 階層	7 階層	10 階層	7 階層	7 階層	平成 22 年度に国の基準と同じ7階層にします。
徴収割合	79.9%	75.6%	81.5%	71.1%	75.2%	42.7%	57.8%	平成 22 年度に国の徴収基準額の概ね 75%とします。
3 歳以上児の保育料最高額	31,500 (円)	29,000 (円)	38,100 (円)	27,600 (円)	29,000 (円)	26,000 (円)	30,000 (円)	平成 22 年度に統一することとし、それまでの期間は、旧市町村が所管していた保育所群を単位として、段階的に調整していきます。
3 歳未満児の保育料最高額	53,600 (円)	44,000 (円)	52,800 (円)	30,300 (円)	50,000 (円)	30,000 (円)	44,000 (円)	
保育料階層区分認定月	7 月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	平成 17 年度から 7 月とします。

参考 父母と子ども1人の家族で、父母の所得税の合計額が60,000円の場合の保育料



父の収入が400万円 所得税額 55,000円

母の収入が120万円 所得税額 5,000円

所得税額の合計 60,000円

子どもの年齢が3歳以上の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	27,000円		
		富山市	23,700円		平成22年7月からの保育料
		大沢野町	20,400円		
		大山町	24,300円		
		八尾町	20,000円		20,200円
		婦中町	21,000円		(見込み)
		山田村	11,500円		
		細入村	18,000円		

子どもの年齢が3歳未満の場合	現行の保育料	国の徴収基準額	30,000円		
		富山市	26,500円		平成22年7月からの保育料
		大沢野町	22,600円		
		大山町	28,100円		
		八尾町	22,000円		22,500円
		婦中町	25,000円		(見込み)
		山田村	16,000円		
		細入村	21,000円		

(注) 平成22年7月からの保育料(見込み)については、平成15年度の国の徴収基準額を基礎に徴収割合を75%とした場合の額です。なお、今後の国の徴収基準額の変更により増減する可能性があります。

個人向け

8 幼稚園保育料について

●幼稚園保育料は、当分の間、現行どおりとします。

富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町	山田村・細入村	新市
保育料月額 9,000円	保育料月額 8,000円	幼稚園なし	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定します。

9 町・字名の取扱いについて

●町・字の区域については、現行どおり変わりません。

●町・字名について

①富山市は現行どおり変わりません。

②大沢野町、大山町、細入村については、旧町村名を冠しません。

(現行)	(新市)
上新川郡大沢野町高内	→富山市高内
上新川郡大山町上滝	→富山市上滝
婦負郡細入村楡原	→富山市楡原

ただし、同一の町・字名については、地域住民の意向を尊重し調整します。

③八尾町、婦中町、山田村については、現行の大字の前に、それぞれ、八尾町、婦中町、山田を冠します。

(現行)	(新市)
婦負郡八尾町福島	→富山市八尾町福島
婦負郡婦中町速星	→富山市婦中町速星
婦負郡山田村湯	→富山市山田湯



個人向け

10 戸籍・住民票等証明手数料について

戸籍・住民票等証明手数料については、次のとおり、取り扱います。

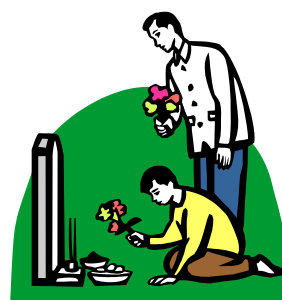


区分		富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
戸籍謄本・抄本	1 通	450 円							現行のとおり、変わりません。
戸籍記載事項証明	1 件	350 円							
除籍謄本・抄本	1 通	750 円							
除籍記載事項証明	1 件	450 円							
戸籍証明書	1 通	350 円							
住民票の写し	1 通	300 円	200 円	200 円	200 円	300 円	200 円	200 円	300 円に統一します。
住民票記載事項証									
戸籍の附票の写し									
印鑑登録書	1 枚	300 円	200 円	無料	200 円 初回は除く	無料 再交付 300 円	無料	無料 再交付 200 円	
印鑑登録証明書		300 円	200 円	200 円	200 円	300 円	200 円	200 円	
埋火葬証明	1 通	300 円	200 円	200 円	200 円	300 円	200 円	200 円	

個人向け

1 1 火葬場等の使用料について

- 火葬場使用料は、市民は、無料に減免されます。
- 斎場の管理運営は、現行どおり変わりません。



富山市・大山町	大沢野町・細入村	八尾町・婦中町・山田村	新 市
富山市斎場を使用	大沢野斎場を使用	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	火葬場使用料は、合併時に再編します。
13 歳以上 10,000 円	13 歳以上 10,000 円	12 歳以上 10,000 円	(1) 市民料金 12 歳以上 10,000 円
12 歳以下 8,000 円			12 歳未満 8,000 円
死産 6,000 円	1 歳以上 13 歳未満 6,000 円	12 歳未満 6,000 円	死胎 6,000 円
産汚物類 3,000 円	1 歳未満 4,000 円	死産 4,000 円	身体の一部 6,000 円
富山市民は無料、大山町民は市民料金、市外は 5 割増	産汚物類 4,200 円	身体の一部 4,000 円	* 市民は無料に減免する。
(その他)	住民以外は 5 割増	産汚物類 4,000 円	(2) 市外料金 12 歳以上 35,000 円
立山町火葬協力金 : 1 体 500 円	生活扶助世帯は 5 割減免	住民以外は 10 割増、生活扶助世帯は減免	12 歳未満 21,000 円
式場使用料 : 1 回 5,250 円			死胎 14,000 円
会館 (1 回)			身体の一部 14,000 円
1 階ホール(待合室) : 無料			* ただし、立山町は、市民料金の 5 割増に減免する。
2 階 12.6 m ² : 1,580 円			胞衣産汚物焼却炉使用料については、富山市の例により統合します。
13.44 m ² : 1,580 円			
44.8 m ² : 2,630 円			
3 階 31.5 m ² : 2,100 円			富山市斎場の式場・会館使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
65.28 m ² : 3,150 円			

1.2 新規企業立地促進事業・制度について



【補助制度】

対象	富山市	大山町	八尾町	婦中町	細入村	新 市
用地・建物・設備の取得費 ※1	取得費の10% 限度額 2億円 (1億円以上の経費、新規雇用20人以上) 〔県補助1/2〕		県の直接補助 (富山八尾中核工業団地)	県の直接補助 (富山イノベーションパーク)		合併時に富山市の例により統合します。 なお、富山八尾中核工業団地及び富山イノベーションパークについては、県の直接補助に加え、次の金額を補助します。 ・取得費の5% ・限度額1億円 (1億円以上の経費、新規雇用5人以上)
工場等の設置における固定資産税	土地・建物・設備に係る固定資産税相当額(初年度のみ) ただし、土地は3,000㎡までの分 ※1の企業を除く	3年間課税免除 ・取得費2,000万円超、新規雇用要件あり	3年間課税免除 ・取得費3,000万円超、新規雇用要件あり(農工法地区以外)			合併時に富山市の例により統合します。 なお、合併前に課税免除の適用を受けた企業については、その適用期間、課税免除相当額を補助します。
用地に係る経費	取得費の10~25% ・3,000㎡超~30,000㎡ 25% ・30,000㎡超~50,000㎡ 15% ・50,000㎡超 10% 限度額1億円(新規雇用5人以上) ※1の企業を除く	取得費の20% 賃借料の20% (3年間) 限度額2千万円(3,000㎡以上、新規雇用20人以上)		取得費の10% 限度額3千万円(5,000㎡以上、新規雇用20人以上)	取得費の20% 賃借料の20% (3年間) 限度額5百万円(700㎡以上、新規雇用10人以上)	合併時に富山市の例により統合します。 なお、賃借料に係る補助については、合併後、新市において検討します。
環境保全施設に係る工事費	・工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地の設置 工事費の30% 限度額700万円 ・公害防止設備の設置(工場適地のみ) 整備費の20% 限度額1,000万円	廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円		廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の20% 限度額200万円	廃棄物処理施設、排水路、緑地、池の設置 整備費の10% 限度額100万円	工場立地法、緑化推進条例に基づく緑地及び公害防止設備の設置については、合併時に富山市の例により統合します。 未整備用地の廃棄物処理施設等の整備については、合併時に婦中町の例により統合します。
福利厚生施設設置に係る工事費	工事費の30% 限度額700万円			工事費の20% 限度額200万円		合併時に富山市の例により統合します。

○その他、合併時に富山市の例により統合し、新市全域に拡大される補助制度

消融雪装置設置に係る工事費	工事費の30%、限度額700万円
再生資源を原材料として利用する新事業に対する設備投資	設備投資費の20%（中小企業以外は3%）、限度額100万円 ※1の企業を除く
工場等の新增設に際する新規雇用者	新規雇用者×50万円、限度額1億円（新規雇用者10人以上）
集団化・高度化による工場等の設置	投下固定資本総額の3%以内
集団化・高度化による共同施設の設置（用地費は除く）	・共同駐車場等の新設、増設、改造 工事費の30% 限度額：中小企業団体1億円、商工業団体1千万円 ・共同自転車置場等の新設、増設、改造 工事費の30% 限度額：中小企業団体7百万円、商工業団体4百万円 ・共同事業施設の新設、増設、改築 工事費の10%

企業向け

1.3 中小企業向け融資制度について



【融資制度】

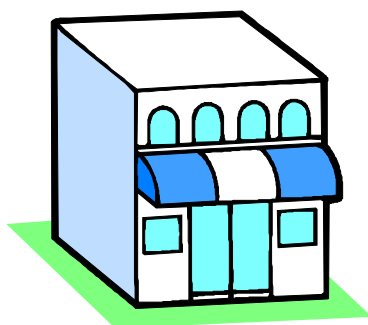
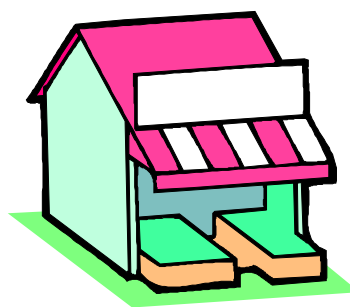
（ ）内は限度額、単位：万円

富山市	大山町	八尾町	婦中町・山田村	大沢野町・細入村	新市
単独融資制度 ・運転資金 (1,250) ・経営安定資金 (1,000) ・緊急経営基盤安定資金 (2,500) ・設備近代化資金 (1,000) ・高度技術設備資金 (4,000) ・大型店対策店舗改善資金 (2,000) ・福利厚生施設設置資金 (500) ・環境整備資金 (500) ・工場移転促進事業資金 (10,000) ・高度化事業資金 (10,000) ・創業者支援資金 (1,000)	県協調融資制度 ・緊急経営改善資金（小口枠） (1,000) ・小口事業資金 (1,250)				合併時に富山市の例により統合します。 なお、その他融資制度における既往の融資分については、新市に引き継ぎます。
	単独融資制度 ・中小企業育成対策融資資金 (1,000) ・工場等移転資金 (2,000)	・節季融資資金 (300) ※大山町は(150) ・中小企業活性化資金 (750)			

【保証料助成制度】

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	新 市
単独融資	保証料の全額を助成 ※緊急経営基盤安定資金を除く			中小企業活性化資金の借入に係る信用保証料の50%		合併時に富山市の例により統合します。
県協調融資				県小口事業資金の借入に係る信用保証料の50%	県小口事業資金の借入に係る信用保証料の50%	
他機関制度	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	県経営安定資金(地域産業対策枠、中小企業特別支援枠)に係る信用保証料の1/3	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50%	・商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の50% ・県経営安定資金(地域中小企業特別支援枠、自己資本充実促進枠を除く)の借入に係る信用保証料の50%	商工会地区小規模事業経営改善資金融資に係る信用保証料の30%	

○利子助成制度についても、制度の充実している富山市の例により合併時に統合します。



個人向け

1.4 市営住宅の家賃について

市営住宅の家賃は、国の基準に基づき定めます。その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編します。



区分	現 況							新 市
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
市町村営住宅の家賃	①20箇所 ②3,556戸	①2箇所 ②83戸	①6箇所 ②179戸	①5箇所 ②149戸	①3箇所 ②206戸	①2箇所 ②43戸	①1箇所 ②30戸	家賃は国の基準に基づき定めます。その算定の基になる利便性係数については、富山市の例により再編します。その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から平成21年度までの5か年度で段階的に調整します。
①公営住宅団地数	③0.70～	③0.70～	③0.76～	③0.783～	③0.71～	③0.8	③0.7	
②管理戸数	1.00	0.90	0.99	0.925	0.98	(一定係数)	(一定係数)	
③家賃算定の基となる利便性係数	(市の基準により算定) ④0.95	(町の基準により算定) ④0.70	(町の基準により算定) ④0.70	(町の基準により算定) ④0.70	(町の基準により算定) ④0.70	④0.70	④0.70	
④市町村立地係数								

個人向け

1.5 定住促進支援事業について

4市町村で実施されている定住促進支援事業は、現行どおり新市に引き継いだ上で、新市において、全市域を対象とした新たな支援策を策定し、定住促進を図ります。

富山市	大山町	八尾町	山田村	新 市
<u>○ヤングファミリー住宅取得資金利子補給</u> ①対象 ・住宅金融公庫、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構の融資を受ける、年齢合計が70歳以下の夫婦が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 ②補助金額：年6万円(上限) ③補助期間：5年以内 <u>○都心居住推進</u> 都心地区(436ha)において優良賃貸住宅を建築する場合に補助	<u>○新婚家庭住宅建築資金利子補給</u> ①対象 ・いずれかが40歳未満の夫婦(婚姻後5年以内、又は、3年以内に婚姻予定)が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 ②助成金額 年6万円(上限) ③助成期間 5年(最長)	<u>○持ち家取得奨励事業</u> ①対象 床面積が75㎡以上 ②補助金額 住宅を新築等した場合 ・用途地域内は、50万円 ・用途地域外で宅地購入し、3年以内に住宅を新築等した場合は50万円 ・上記以外は40万円 <u>○地域木造住宅供給推進事業</u> ①対象 ウッドタウン内で公共施設を整備する場合 ②補助金：補助率2/3以下(1,000万円以内)	<u>○定住促進支援金</u> ①対象 ・村内に1年以上住所を有する、20歳以上40歳以下の者(転入・分家者のみ)が住宅を新築等した場合 ・床面積が70㎡以上 ②支援金額 1棟50万円	現行のとお り新市に引 き継ぎ、合 併後に再編 します。

1.6 学校給食費等について

- 学校給食費の集金方法や月額・年額の給食費は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に、統一を図ります。
- 学校給食用物資の購入については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、合意が得られた地域から順次、富山市の例により一括共同購入していきます。



富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
①集金方法 10ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	①集金方法 11ヵ月集金	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、統一します。
②月額 給食費 【小学校】 低学年 4,400円 中学年 4,650 高学年 5,000円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	②月額 給食費 【小学校】 4,300円	②月額 給食費 【小学校】 4,800円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	②月額 給食費 【小学校】 4,600円	②月額 給食費 【小学校】 4,700円	
【中学校】 5,650円	【中学校】 5,300円	【中学校】 4,700円	【中学校】 5,400円	【中学校】 5,300円	【中学校】 5,700円	【中学校】 5,200円	
【幼稚園】 3,900円	【幼稚園】 3,800円	【幼稚園】 3,400円	【幼稚園】 2,600円 (副食のみ)	【幼稚園】 3,900円	【幼稚園】 なし	【幼稚園】 なし	
③年額 給食費 【小学校】 低学年 44,000円 中学年 46,500円 高学年 50,000円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	③年額 給食費 【小学校】 47,300円	③年額 給食費 【小学校】 52,800円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	③年額 給食費 【小学校】 50,600円	③年額 給食費 【小学校】 51,700円	
【中学校】 56,500円	【中学校】 58,300円	【中学校】 51,700円	【中学校】 59,400円	【中学校】 58,300円	【中学校】 62,700円	【中学校】 57,200円	
【幼稚園】 39,000円	【幼稚園】 41,800円	【幼稚園】 37,400円	【幼稚園】 28,600円 (副食のみ)	【幼稚園】 42,900円	【幼稚園】 なし	【幼稚園】 なし	

17 その他の各種サービスと負担について

《企画議会関係》

① 広報紙の発行について

広報紙の発行については、月2回とします。

② 選挙公報の発行・配布について

選挙公報は新聞折り込みで配布します。市議会議員選挙・市長選挙の選挙公報を発行します。

《福祉・保健・医療関係》

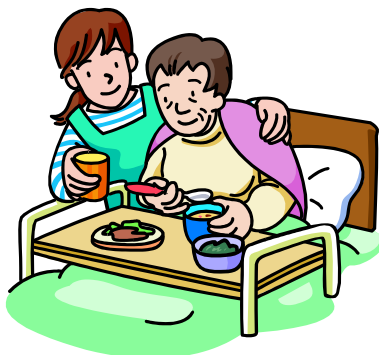
① 小規模ケア施設の支援について

社会福祉法人やNPO法人などが、民家などを改修して行う小規模ケア施設の整備に対する助成を新市の全域で行います。

② 精神障害者への医療費助成について

入院期間が継続して2年を超える精神障害者に対する助成を新市の全域で行います。

③ 65歳以上の障害にある方への医療費助成について



病院などに受診した際に、窓口で支払う費用の助成を新市の全域で行います。

④ 介護予防ふれあいサークルの助成について

日常生活に不安や困難を感じている高齢者の方が、家に閉じこもらず、仲間とふれあい、地域の中でいつまでもいきいきとした生活を送ることができるよう、ふれあい活動を新市の全域で推進します。

⑤ 生きがい対応型デイサービス事業

要介護認定において「自立」と認定され、家に閉じこもりがちな方等に対して、日常動作訓練や趣味教室などを行う生きがい対応型デイサービス事業を、新市の全域で行います。

⑥ 介護手当支給事業

ねたきり、痴呆等の方を6か月以上在宅で常時介護している方に経済的援助とその労をねぎらうために支給します。

月額10,000円

⑦ 配食サービス

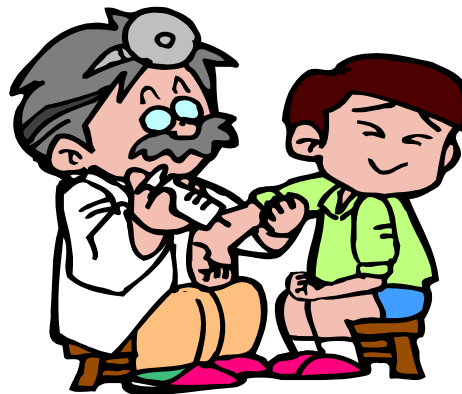
概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者等に訪問によるアセスメントを行ったうえで、栄養のバランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して昼食と夕食を提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保を図る事業を、新市の全域で行います。

⑧ 健康イベント

「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識のもと、総合的健康づくりを推進するため、健康イベントを新市の全域で開催します。

⑨ 乳幼児各種予防接種事業

乳幼児各種予防接種事業については、ポリオワクチン以外は個別接種とし、新市の全域で行います。



⑩ 幼児歯科薬物塗布

むし歯予防のため、希望する幼児へのフッ化物塗布を新市の全域で行います。

⑪ 乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査について

乳児・1歳6ヶ月児・3歳児健康診査は、現行のとおりに変わりません。

⑫ 健康診査、各種がん検診について

健康診査、各種がん検診は、施設検診（医療機関検診）と集団検診があります。

【基本健康診査（医療機関個別・節目）】

対象者・実施機関・検査内容については、合併時に、富山市の例により統合します。選択検査における負担率は、一般30%、70歳以上は10%とします。

ただし、現行の集団検診を実施している町村については、地域の実状に応じて実施し、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とします。

【総合健康診査】

対象者・実施機関・検査内容については、合併時に、富山市の例により統合します。

【大腸がん・胃がん・肺がん（胸部X線・かくたん細胞診）・乳がん・子宮がん検診】

対象者・実施機関・検査内容については、合併時に、富山市の例により統合します。負担率は、一般30%、70歳以上は10%とします。

ただし、現行の集団検診を実施している町村については、地域の実状に応じて実施し、町村における一般の集団検診の負担率は、17年度は10%、18年度は20%とします。

《生活環境関係》

- ① ねずみ及び衛生害虫の駆除について
防疫用機器の貸出しは、現行と変わりません。
また、薬剤の配布は、無料になります。

- ② 犬の登録等手数料について
犬の登録等手数料については、現行と変わりません。

- ③ し尿汲取り手数料について
し尿汲取り手数料については、現行のとお市新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に一元化を図ります。なお、し尿処理施設に係る経費（処理手数料）は、当分の間、くみ取り手数料に算入しないものとします。

- ④ 墓地使用料等について
墓地使用料等は、現行と変わりません。

- ⑤ ごみの収集について
ごみの収集回数等については、次のとおりになります。



区分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新市
可燃ごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週3回	週3回	週2回
不燃ごみ	月2回	週1回	月2回	月2回	月2回	月1回 (1, 2月なし)	月2回	月2回
空き缶	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1, 2月なし)	月2回	月2回
空きびん	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回	月1回 (1, 2月なし)	月2回	月2回
ペットボトル	拠点回収	週1回	拠点回収	月2回	拠点回収	月1回 (1, 2月なし)	月1回	※ステーション回収は、月1～4回
プラスチック容器包装	月4回	週1回	拠点回収	月2回	月2回	月2回	月2回	※ステーション回収は、月4回
紙製容器包装	月1回	月1回	拠点回収	月2回	月2回	月1回	月1回 (1, 2月なし)	※ステーション回収は、月1回
古紙	月1回	月1回	拠点回収	未実施	未実施	月1回	月1回 (1, 2月なし)	※ステーション回収は、月1回
粗大ごみ	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	可燃・不燃ごみとして収集		規定なし	規定なし	可燃・不燃ごみとして収集します
戸別有料回収	有	未実施	未実施	有	未実施	未実施	未実施	実施します

※拠点回収とステーション回収を併存

⑥ 戸別有料収集運搬手数料について

引越しなどによる一時的な多量のごみ及び大型ごみを予約制で戸別に有料収集します。

【重量別の料金設定】

(消費税を含む)

1回の排出量が30Kgまでの場合	630 円
1回の排出量が30Kgを超え100Kgまでの場合	2,050 円
1回の排出量が100Kgを超え500Kgまでの場合	9,920 円
1回の排出量が500Kgを超える場合、500Kgまでごとにつき	9,920 円

⑦ 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機）の処理方法について

ア 家電4品目を買った販売店又は量販店に処理依頼する。

イ 定められたリサイクル券を郵便局で購入する。

ウ 指定のリサイクル業者へ家電4品目を自己搬入する。

※自己搬入できない場合は、戸別有料で収集運搬します。

⑧ 生ごみ処理機器購入補助金について

生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量と資源再利用の意識を図るため、生ごみ処理機器の購入についての補助を新市の全域で行います。

⑨ ごみ集積場環境整備にかかる補助事業について

ごみ集積場におけるカラス、犬、猫等によるごみの散乱を防止するため、町内会が購入する防鳥ネットやシート及び固定式集積場の設置についての補助を新市の全域で行います。

⑩ 集団回収活動推進事業

地域の町内会やPTAなどの団体が実施する、資源集団回収運動に対しての支援（報償金の交付）を新市の全域で行います。



《商工労働関係》

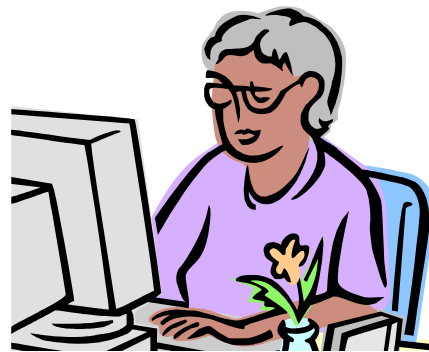
① ファミリー・サポート・センター（仕事と家庭の両立支援）の運営について

「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」を会員登録し、仕事などの都合で子育てを手伝ってほしい方々を支援するファミリー・サポート・センターの対象区域を新市の全域に拡大します。



② 障害者・高齢者・若年者の雇用への助成について

障害者・高齢者・若年者を新たに常用労働者として雇用している事業主に奨励金を支給する事業を新市の全域で行うことにより、雇用の促進と安定を図ります。



③ 未組織勤労者の融資保証料への助成について

北陸労働金庫から融資を受けた未組織労働者が納付すべき保証料に対し、補給金を交付する事業を新市の全域で行うことにより、未組織労働者の資金借入れの便宜を図ります。

④ 中小企業退職金共済契約掛金への助成について

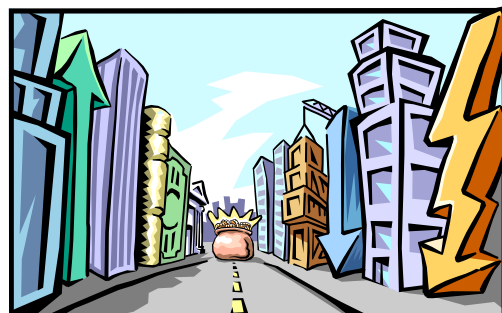
中小企業退職金共済制度に新規に加入した事業主に対し、共済掛金の一部を助成する事業を新市の全域で行うことにより、中小企業で働く従業員の福祉の向上と雇用の安定を図ります。

⑤ 商店街の共同施設の整備事業（ハード事業）への助成について

商店街が行う駐車場、消融雪装置、アーケード、カラー舗装や休憩関連施設などの共同施設の整備を助成する事業を新市の全域で行うことにより、商店街のアメニティ（快適性）の向上を図ります。

⑥ 商店街等の活性化事業（ソフト事業）への助成について

商店街や商業者グループなどが行うイベントや調査研究を助成する事業を新市の全域で行うことにより、商店街等の活性化を図ります。



⑦ コンベンションの開催への助成について



新市の区域内で開催される一定規模以上の各種の会議、学会、スポーツ大会などの経費の一部を助成することにより、コンベンションを誘致し、富山地域の交流人口の増加と活性化を図ります。

⑧ 観光施設の使用料等について

観光施設の使用料等については、原則として、現行のとおり変わりません。なお、類似施設等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編します。

《農林水産関係》

① 農業委員会各種証明書手数料

耕作証明等の農業委員会各種証明書手数料については、次のとおりとなります。

区 分	単 位	富山市	6 町村	新 市
耕作証明	1 件	300 円	無 料	300 円
許可済証明				
受理済証明				
現況証明				
非農地証明				
小作地証明				
自作地証明				

② 農林水産施設使用料について

農村環境改善センター等の農林水産施設使用料については、原則として、現行のとおり変わりません。なお、類似施設等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編します。

③ 農業関連イベントの開催について

いもまつりやらっきょう祭りなどの農業関連イベントの開催については、現行のとおり変わりません。

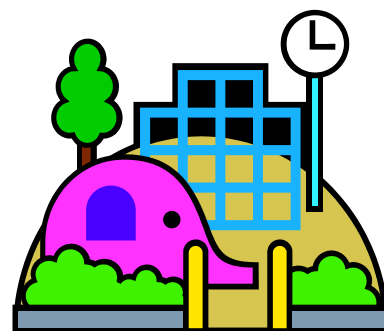
《都市整備・建設関係》

① 街路灯・防犯灯の維持管理について

各地域で維持管理していた街路灯・防犯灯（公道や生活道路にあるもの）については、新市で維持管理をしていきます。

② 街区公園等の維持管理への助成について

地域の人たちの街区公園等の除草や清掃などの維持管理の活動を助成する事業は、新市の全域を対象として拡大します。



③ 都市計画区域について

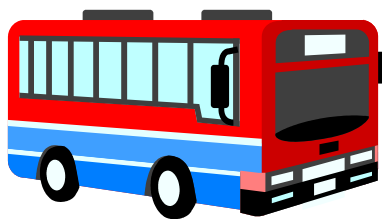
現在の都市計画区域や富山市および婦中町に定められている市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）は、現行どおり新市に引き継ぎますので、合併に伴い変更されることはありません。

④ 除雪対策事業（除雪体制）について

除雪対策事業（除雪体制）は、現行と変わりません。



- ⑤ 道路占用料及び河川・公園占用料（使用料）について
各地域の道路や河川、公園などに、看板等を設置したり、イベント等を開催する場合に必要な費用については、合併までに富山市の例により統一します。
- ⑥ 屋外広告物関係手数料について
はり紙、立て看板等の屋外広告物関係手数料については、現行のとおり変わりません。
- ⑦ 駐車場の使用料について
駐車場の使用料については、原則として、現行のとおり新市に引き継ぎます。なお、類似施設等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編します。
- ⑧ コミュニティバスの運行について
コミュニティバスの運行は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に改めて調整します。



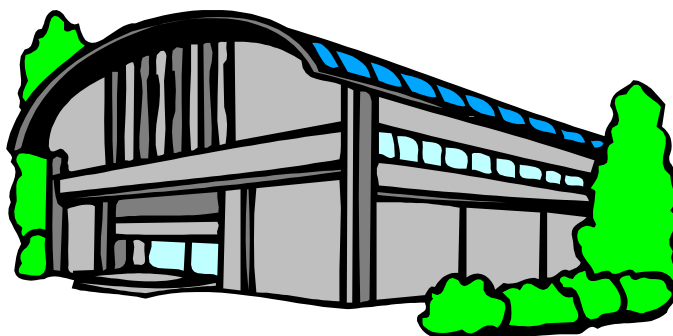
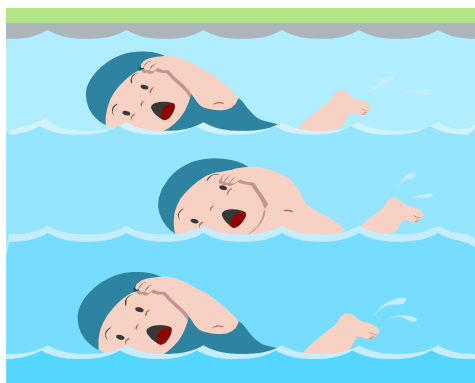
《教育関係》

- ① 通学区域について
通学区域は、現行のとおり変わりません。
- ② スクールバスの運行について
スクールバスの運行は、現行のとおり変わりません。
- ③ 公立・私立幼稚園就園奨励費について
現在の富山市・八尾町・婦中町で適用している基準を例に、就園奨励費補助制度を新市の全地域を対象として拡充します。
- ④ 国際交流教育について
国際交流教育事業については、合併後にその内容等を検討するが、学校間相互の姉妹校交流については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- ⑤ 公募美術展について
公募美術展については、合併時に再編します。なお、神通峡美術展については、現行のとおり新市に引き継ぎます。



⑥ 文化社会教育施設、公民館等、博物館・資料館等、スポーツ施設の使用料について

芸術文化ホールや生涯学習センター等の文化社会教育施設、公民館等、博物館・資料館等、体育館やプール等のスポーツ施設の使用料については、原則として、現行のとおり変わりません。なお、類似施設等については、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編します。



《消防関係》

①119番通報について

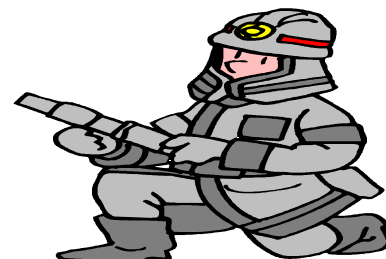
新市のどこから電話をかけられても、消防本部（富山市消防局）に直接つながるようになります。



②消防本部及び消防署について

新市の消防本部の位置は現富山市消防本部とし、名称については富山市消防局となります。

新市の消防署は現行のとお引き継ぎ、名称については現富山市は現行のとおとし、各町では「町」を削除したものとなります。



③消防団について

区 分	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	新 市
名 称	富山市 消防団	大沢野町 消防団	大山町 消防団	八尾町 消防団	婦中町 消防団	山田村 消防団	細入村 消防団	富山市消防団となります。
組 織	1 団 4 方面 団 46 分団	1 団 6 分団	1 団 5 分団	1 団 9 分団	1 団 8 分団	1 団	1 団 2 分団	1 消防団方面団制 となります。
定 員	1,361 名	255 名	181 名	352 名	330 名	45 名	110 名	現在の条例定数の 合算とします。
管轄区域	富山市 全 域	大沢野町 全 域	大山町 全 域	八尾町 全 域	婦中町 全 域	山田村 全 域	細入村 全 域	新市全域とし、方面 団の管轄区域は現 消防団の区域とし ます。ただし、現富 山市の方面団につ いては、現行のとお りです。

④り災・救急証明手数料について

り災・救急証明手数料については、次のとおりとなります。

区 分	単 位	富山市・婦中町	大沢野町・大山町・八尾町・ 山田村・細入村	新 市
り災証明	1 件	300 円	無 料	300 円
救急証明				